当領奉行之儀ハ石丸陳用意可申付事

一 平安城并禁裏出入寺社之儀ハ可為伺事

一 民部卿法印小出播磨守石川伊賀守ハ其用意申入右
次第可被案内者可申渡事

右條々如件者可申渡者也

天正十
六月十九日　秀吉朱印

関白殿

右豊臣大閤出事書以森平右衛門校合畢

右野御事書案

古今ニ比類なき聖君乃世ニ出て賢臣の助を為ス
数多流ハ公よりかむりて民を撫ス事ハ
をのくむらりはるよりつ理なし去ハ法仏
世小出神明乃ミ乃里ハ我国ハけりふ世の本誓
なりとて帰出国ハ一事なりとや我朝ハ神国
なれ共ハ小こと乃ミ乃ハ正ハ正ハ正ハ神代
ハ是ハ人八九十余代の今ハ国ハ世通ハ
かりハ万ハ我を人ハ為ハ万ハ我を人ハ為ハ
ハ世むく世ハ為ハ平 運命ハ全ハ為ハ
をこて将来をはるかに思ハ久後民

家兵権成ることせしめ給ふの事あるに付ては朝廷
にて義兵を召されしと雖世代志士先輩の
朝廷他事を存じ奉りさうらはん三代の君臣一致い彩る
世に勢ひ法国を鎮国をうを給と朝家を護し
中ノ君なり君臣御和合さうらはんにつ君しかん
仕処上とはいへ屈らさつ君なうら兵権成ることを
家久からさつ新成ホや子孫そ〳〵やく所絶し祀二京
祿尼好命しく表改いまう遠失なう君し成う
かてまも也とそして理よかるハさう君しにや形久乃
事出来し思志かをを移ちく恭時朝廷かけ法
く理世御民の志あ君り表私なう君しハ神明を
納受し伸陰も感恐しる孫百余年先運命を為も
く理況近世とあ君と表成ちこ先く成ふ
先朝運移り恐し神威をあ君しくて下一統
世ら北祖皇先出い祀と成君をや考先ふ時いり
しハ考をかへもうとくなり遠成乃征東将軍
は時をそう君て清ふ水系し切労成ふれし
実ふ理運也随と朝廷比類ふう君しかと法軍
勢先出ちへふう君と忽ふて下成うと記ゆされ
先朝出忠会を敬しく世成学ふしく志あまも
しその孔をりふ国国乙未いまい兵成きうす
さうきハ事と厳ふ立ふ列ふに命成おとしかと孫

をさうすなふういく千万人ういくんや申願を奉
願よりまつるまくひ其恨いつくよう帰せんあるひ
二寶殘あつめりひ神祇をうやまふとも民をやすく
すべき申意をいかふ況ハ祈願をし給ひんるまつ事
かたしなを孔孟をみるふいはくるまはおそれ紀文を
見る欲とる事宣先代未曾乃事にかうはや宣ふ
典厩様下中さまへ有りとも河刻東條の事とも
中けるハ偏ま先非殘改て勅命に應し中さるへき流
也とと大義なる事乗乃事ハ諸会と殘さるへ臣にかう
をしく論有殘下さまき其後又月日を送りしふ
出京ハ里てまつ和刻ま伏りまとも
等殘間巻ハ存知なしとうやすてふ重るあり中遠ふ
て義へ中峯現五をハとる有へきものとやさ事おうふ
形性後の諸間巻ハりと三箇條乃篇月殘中さる其
間民家箴願乃事有事さのるハまとま先非を
ハうた先ら殺面況ハうふハうくを中さるし天下枝
迷へ中さまて乃上殘さ樂且年来諸和後あるへ
しと方こすり中さまし殘いよ諸評容なし
今度乃間殘雑ハ殺に事とも諸方小兼せうる殺へくハ
いとく諸恵殘意思篇月也と殘作ら事けるを後
殺す其謂あり志ハ為へ勅免殘論有殘給へし
とと十二月十二日件論有を下さまき同十七日語へを

なてまつらる所にハまことに御合神乃儀なるへき
かとおほしに観應の号をも行ふなれハまことにも
諸國乃守護地頭をも補任せられけるにてそれハ
一向嬌𨱏乃事なりと法人是を思へ星旦ハ彼方さ海の
統とく風俗乃おとろへハまさに今実に御合神にかよふ
は山法統志ろえんとての誅なんとおそかくてハ
それとも静謐乃期行ふへからす法令に御乃なれまた
えなくてん事いとこゝにかなへし十六年法ろ随ふ一
統統ともさ存をうまもえ志られともせらし志法ろ
なりさうらるゆなよ法なるやいらんや所なひの乱
まよのまも諸人乃わつらひさ方民の能手来りハ
信濃なる座し志らハ何日の民乃の統座すえ誰人
の一篇乃思ある事法適合神の道を中止さうまたなからふ
又時をうえなそらん事豐主法法に行ハす但諸軍
勢法前存せそ風聞乃說あり公家一統の御世にかへ
らハ法人の本領を失へしかまた皆御方乃恩賞にあつかり
なりまらん面々も統むれしくもへしと云ふ事も
ハめそ綏急也さうとハ合神中さうまたあそ天下法軍勢
なしにろ本領に安堵せさする事又切によりて中おほい
なりまた自方他方安堵乃思ありらん是合神なれ
へしさうるとくやそれへうらつらまに天下統返りかさうま
人民をやすくせらるまた事今度乃建要なるへ

さいわや大うゝ我君ハ人皇正統として神器をう
伯へるさと誰う敬中へさ況え弘建氏乃天下ハ誰人の
天下ぜやさと行うゝ西海りて十六年先皇ハる
有く今年十二廻に行うゝ世給へ里かいうえ心理
を存ゝうつうハ恵蓋浅屋す先中されと書て
諸国浅志川えうゝ部ゝはうる里さと行ぶハ本朝中興
乃時いう里理世安民の道よかへ里兵石浅侵代よ
ゝこゝ當時の抽賞よ行うゝまむる宮庭我あ
ゝ者也いてか遠恵を存せらまさうるへきや
錦小路殿より御返事
覇者乃ゝ紫浅枝民將の皇家を護事和漢共今
抜通俊や鈍中建久右幕下諸士の惣追補使と
ゝ義家を中興せらまゝ里己来公家の興廃
てゝ下先安危民力よ繋らそといふさとおゝ永久の
大乱ま及ゝ義時朝ゝ皇祐浅計中ゝ侯八万国の柄志
ゝ川ゝ民家の掌握よ帰ま数元弘年中後子孫
運数さハま里先皇乃聖運記ぶゝ時將軍機よ
家ゝ我功を逆せらまゝしかハて下御音先さゝよ
應ゝゝ邦鄙不日に静謐ぶ又建武よ諏方先時
謀反逆乃時將軍所川うゝ發向しゝ謀戦踵を
発くうゝ寸剛ゝの大勲今古頂類おゝ川を先皇
侮ぶ上う後ぶよ里ゝ叡恵いさゝか異変乃里仍

賊徒を進の為ふ義兵を起さるゝよ厳命を伝
ふるを得員負乃ち事大変に及ぶ剛毅力窮く
和平を義とりて山より還幸脱屣の後有て三種の
神器を授中されて皇子を防ぎ奉りこゝに武家舊
親に帰すべく公家を扶佐し中古時勢に右衛門
佐帝乃ち二八力なる治世也公家の義兵八四代家人の
逆党を伐誅罰し京山乃拝陶を敬し殊に八神道
仏道を紙隆し万民の塗炭を救ひ給へ免せり
と雖合祢の事度と雖向義の利基箇目録の
家中に右衛佐に補て近世乃無量に神社仏
寺領を擇て沒領家地領職と論せ也追捕を設し
擬に管領となす雖則無我心と血を灌ぐ也豈極民法
仁政あるべきや其上諸山再興領地こうとさうを雖敬書
小世間流布なれ八和親の文まに行ふ沒約盟法信
なると謂へし義又侍従乃中に偽詐せ其仇と法罰
をら侍へき也拝世法事書法ともく八て不一統乃
出色元其民八先朝乃法徳威ありし程三年を経す
〳〵漸内反復し紀綱の民士官軍等又元弘
乃如く公家の被官となり御相雲客の家臣僕徒
あるべき事我八敬畏や否や徒〳〵出る者有へ紀元
別録天下法大平を法度ならハ舊如く武家
法計中さるべき旨よ仕をと法入法あるハ先皇

乃清継嗣所絶せ[illegible]しかば[illegible]を[illegible]より傳し
先給へ[illegible]去手

阿蘇大宮司惟澄申狀

惟澄軍忠次第記詮要謹言上

寂初元弘三年惟直相共參上金剛山之處依下
賜令旨自備後鞆令下國阿蘇郡鞍岡合戰自被疵
以來關東先代事者不遑言上

尊氏謀叛以後筑前國
有智山合戰被疵事 二箇所同年八月十八日肥後國唐
河合戰先懸畢 次押寄南御城追落之色右馬助
入道代三村又次郎其外數十人討取畢次筑後國豊福原
合戰令先懸被切乘馬畢其後當國御方菊池代之
外者大畧以令零落之刺惟澄纔率五十餘人延元二年
二月廿二日馳上甲佐嶽相催一族以下隨砥用小北甲佐堅志